

「抄」と「聞書」

—— 岷江入楚の「箋」二種 ——

岷江入楚は三条西実枝の説であることを示す「箋」について、「抄」と「聞書」とがあると記した。小川陽子氏は岷江入楚の肩付について研究され、「少なくとも若菜下巻に関しては、「箋」と「箋聞」がひとつの冊子となって存在していた可能性が考えられる」とされた。^①「箋」と「箋聞」とは冊子として継承された注釈であろうか。本稿では、岷江入楚に記された「箋」について考察を加えたい。なお本稿では、煩を避くため、書物に付す二重鍵を、一部省略した。

一 岷江入楚の「此抄引処ノ肩付」

岷江入楚は「此抄引処ノ肩付」として「河海抄、花鳥余情、弄花、秘(三西家ノ抄 称名院ノ義也)、箋(三光院ノ義)」と記した後、「箋」について次のごとく記す。^②

小 高 道 子

此抄引処ノ肩付、

箋 三光院ノ義 此内或ハ彼抄出ノ処アリ 或ハ予聞書ノ処アリ 然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了 桐壺ヨリ明石マテハ彼抄ノ分ヲ箋ト書 予聞書ヲ箋聞ト書之

これについては伊井春樹氏の解釈が踏襲されている。箋と山下水について研究された榎本正純氏は、次のように記している。^③

これによると、桐壺巻より明石巻までは実枝の箋(山下水)、聞書ノートのいずれもがあり、それぞれ「箋」「箋聞」と書いた。けれども若菜下より宇治十帖は師実枝の箋(山下水)が手に入らず、通勝自ら作成した聞書ノートのみであったので、それを「箋」としたというのである。

ここで改めて岷江入楚の記述を見てみよう。岷江入楚に記されてい

るのは、次の四項（考察の便のため第三項目を二分した）である。

- 1 「箋」には「抄出」の部分と「予聞書」の所がある。
- 2 若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載。
- 3 桐壺ヨリ明石マテハ彼抄ノ分ヲ箋ト書。
- 4 (桐壺ヨリ明石マテハ) 予聞書ヲ箋聞ト書之。

ここで記されているのは、「箋」には「抄出」の部分と「予聞書」の所があり、「抄出」については、「桐壺ヨリ明石マテハ彼抄ノ分ヲ箋ト書」、「予聞書」については「桐壺ヨリ明石マテハ」予聞書ヲ箋聞ト書之、「若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載」という「肩付」についての注記であり、「箋」として記す様々な注に、収集した経緯によってどのような肩付を記したかをまとめたものである。「桐壺巻より明石巻までは実枝の箋（山下水）、聞書ノートのいずれもがあり、それぞれ「箋」「箋聞」と書いた」ことは岷江入楚に記されているが、「けれども若菜下より宇治十帖は師実枝の箋（山下水）が手に入らず、通勝自ら作成した聞書ノートのみであった」とする根拠は記されていない。

二 講釈聞書と注釈書

秘伝を継承する際の注釈書は、講釈聞書を基に作成されることが多い。それでは講釈聞書と注釈書とはどのような関係にあるのだろうか

か。ここで、中世歌壇において尊崇された古今伝受の継承方法を一瞥しておこう。宗祇から三条西実隆への古今伝受において記された実隆自筆の『古今伝受書』が早稲田大学に伝わる。⁵⁾そこには古今伝受の順序が記されている。

古今伝受次第

清濁 談義 伝受 口伝 切紙 奥書

「清濁」「談義」より後に「伝受」「口伝」「切紙」と相伝されることがこの資料からわかる。また、三条西家の古今伝受を継承した細川幽斎が智仁親王に古今伝受を伝えた際、途中で関ヶ原の戦が始まり、幽斎は講釈を完了することが出来なかった。そこで幽斎は、自らの古今伝受資料を智仁親王に預け、智仁親王がそれを書写することにより古今伝受の内容を伝えた。書写が終了した智仁親王は、自身が受けた古今伝受の講釈聞書と、講釈が行われず、聞書がないために幽斎の聞書である『伝心抄』を書写したものをあわせて、幽斎に加証奥書を依頼した。智仁親王が奥書を依頼した書物の目録が宮内庁書陵部に伝わる。⁶⁾

目録

三冊 智仁聞書

伝心鈔叙

古今集廿卷真名序抄

以上聞書一部也

(中略)

以上

此分奥書憑入度候

慶長七年十月三日

智仁親王は、幽齋から古今伝受を受け、途中までは講釈を聴いて、講釈聞書も整理した。講釈が受けられなかった部分について、師にあたる幽齋の聞書を書写したものであるから、内容的には大きな相違があるとは思えない。それにも関わらず、幽齋が奥書をしたのは自ら講釈をした「三冊 智仁聞書」のみであった。このことから「古今伝受次第」に記された「奥書」は、師の講釈を聴くことによりはじめて与えられるものであり、単に師の聞書を書写下だけでは与えられないことがわかる。古今伝受において、講釈は極めて重要であった。

三 源氏物語の講釈聞書

岷江入楚若菜下巻に記された「箋」と「箋聞」について小川陽子氏は、「少なくとも若菜下巻に関しては、「箋」と「箋聞」がひとつの冊子となって存在していた可能性が考えられる」として、次のように記述された。

若菜下巻の「箋」「箋聞」肩付は、前半（『源氏物語古註釈叢刊315

（359頁）にはなく、後半（360～393頁）にのみあり。

エから、少なくとも若菜下巻に関しては、「箋」と「箋聞」がひとつの冊子となって存在していた可能性が考えられる。「箋」と「箋聞」の二書が共に、たまたま後半、それも同じ箇所からのみ通勝の手元にあつた、と考えるよりは、「箋」の内容を書き入れてある「箋聞」、あるいは逆に「箋聞」の内容を書き入れてある「箋」が存在し、その前半部分が物理的に失われていた、と想定するほうが自然であるように思われるからである。あくまで別々の本として通勝の手元にあつたと考えるならば、若菜下巻前半を作成する際には、何らかの理由により「箋」「箋聞」の二書を参照できない状況にあつたと見るほかない。

小川氏は、「箋」と「箋聞」の二書と、両者を「冊子」とされている。しかしながら、通勝自身が「此内或ハ彼抄出ノ処アリ 或ハ予聞書ノ処アリ 然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了」と記している通り、「若菜下ヨリ宇治十帖ハ」「予聞書ヲ箋ト載了」すなわち「箋」とは「予聞書ヲ」指すと推定される。「箋聞」も通勝の聞書と推定されるから、「箋」も「箋聞」も、いずれも実枝の講釈を聴いた聞書と推定できる。

若菜下巻といえは、岷江入楚「此抄引処ノ肩付」に、「若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了」と記された巻である。また、『実践女子大学蔵常磐松文庫九条家本源氏物語聞書』（以下、九条家本と略す⁷）によると、通勝は若菜の巻の「宮にいとよく」以前までは紹巴、以後は実

枝の講釈を聴いたと、通勝自身が語っている。

宮にいとよく——是より以前は臨江齋二聞是より以後は末まで透して三光院ノ御講釈を聞と素然御物語也

この注記によれば、通勝は若菜下巻「宮にいとよく」より後は、実枝の講釈を受けたという。「宮にいとよく」の注は、『源氏物語古註釈叢刊』では351頁に見られる。ここまでは紹巴の説を聞いたとするなら、実枝の説はそれより後、ということになる。あるいは「箋聞」は、「若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋卜載」によれば「箋」と記されるはずであった「予聞書」ではないだろうか。

ここで、源氏物語古註集成の番号により、それぞれの注の前後関係を確認しておこう。源氏物語古註集成の番号、注の項目（古註釈叢刊の頁数）の順に記す。

500宮にいとよく（351頁下） 通勝は、ここから実枝の講釈を受けた
661いまおほしあはする事（359頁下） ここまでは「箋」「箋聞」とする肩付がない
662秋の空よりも（360頁上） ここから「箋」「箋聞」とする肩付がある

小川氏が「箋」「箋聞」が見られないとされた661いまおほしあはする事（359頁下）までのうち、少なくとも500宮にいとよく（351頁下）までの部分については、通勝は実枝の講釈を受けていない。講釈を受けていない以上、講釈聞書も存在しないであろう。小川氏は『箋』と『箋聞』の二書とされるが、これらが書籍であったことの根拠は示されていない。「箋聞」および若菜下巻以下の「箋」は、通勝自身が記す通

り、実枝の講釈を通勝が聞書したものと推定されよう。

四 講釈聞書の整理

小川氏は、須磨巻の注についても、「箋聞」を書籍として論じられたが、書籍とする根拠は示されていない⁸⁾。しかしながら、「箋聞」を書籍とすることには無理がある。また、「箋聞」は、実枝の講釈を聴いた後、それ程間をおかずに、次の講釈の際には、講釈聞書の整理がすでにいたと想定される⁹⁾。講釈終了後に、講釈の当座聞書を整理することは、細川幽齋から智仁親王への古今伝受においても行われていた。智仁親王は、清書本を作成する前に講釈の当座聞書を整理した中書本を作成している。さらに中書本より前の段階の初稿本とも言うべき聞書が伝わる巻もある¹⁰⁾。こうしたことを考えると、源氏物語においても、講釈終了後、それ程間をおかずに講釈聞書を整理したと推定できよう。

井爪康之氏は、永祿奥書紹巴抄に記された藤袴巻・行幸巻の書写奥書から、紹巴抄は休閒抄をもとにして、一部書き加える形で作られたと推定された¹¹⁾。

手沢本休閒抄を一部改鼠し、少し自説を加えると源氏物語二十巻抄に近い形になる。書き加えた部分に公条の説も含まれていたであろう。この程度のものであれば、短時日に作り上げることも可能である。（略）藤袴巻は一日の仕事であった。これについて、稲賀先生は機械的な作業であっただろうと推測しておられる。

講釈を聴いた後、聞書を放置しておいて、何かの機会に、いきなり整理・清書作業を行うのであれば、「短時日」に清書することは出来ず、「機械的な作業であつただらうと推測」されよう。しかしながら、講釈を聴いた後、聞書を整理して、書き加えておいたとすれば、短時日に清書することも可能であろう。また、当時の歌学において講釈が重視されていたことを考えると、講釈聞書を放置しておくことは、想定にくい。

岷江入楚、須磨の巻430・489の注を検討すると、489の講釈が行われた時には、430の聞書はすでに整理されていたと推定される。⁹⁾すると、実枝の講釈聞書を中心に整理した岷江入楚の若菜下以下の聞書は、実枝の講釈が行われてから、それ程日をおかずに作成されたと推量される。「箋聞」および岷江入楚の成立については稿を改めて考察したい。

注

- (1) 「『岷江入楚』と先行注釈——中院文庫本の肩付を起点として——」(『中
古文学』97 平28・6)
- (2) 岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊による。また、源氏物語古注集
成の番号を付した。
- (3) 『源氏物語注釈史の研究』(昭55 桜楓社)
- (4) 榎本正純『源氏物語山下水の研究』(平8 和泉書院)
- (5) 引用は『中世歌書集』による。
- (6) 目録については「古今伝受後の智仁親王五」(梅花短期大学研究紀
要 平1・3)で検討を加えた。
- (7) 引用は実践女子大学文芸資料研究所『年報』による。

(8) 注(1)論文。

(9) 「箋聞」を書籍とすることには無理があることについて、「岷江入楚の
「訂正指示」」(『中京大学国際教養学部論叢』平28・9)で検討した。

(10) 智仁親王の聞書については、「細川幽齋の古今伝受」(『国語と国文学』
昭55・8)で検討を加えた。

(11) 『源氏物語注釈史の研究』(平5 新典社)

